

# 中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会会議録

平成26年2月5日（水）

（開会） 10：00

（閉会） 14：44

## 案 件

### 1. 中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について

#### 委員長

おはようございます。ただいまから中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会を開会いたします。

「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」を議題といたします。前回の委員会で要求がございました資料をお手元に配付しております。そして、その資料について執行部に説明を求めます。

#### 建築課長

おはようございます。資料番号27の建築住宅課、解体費の積算に関する資料といたしまして、解体費の積算単価に関する根拠資料を提出しておりますので、説明をいたします。

資料の27の(1)の1をお願いいたします。外部足場、その内訳を申しますと、外部足場損料の単価といたしましては、国交省が公表しております新営予算単価を使用しております。資料の27の(1)の3に添付しております。次に、建物取り壊しにつきましては、資料の27の(1)の4に添付しております鉄筋コンクリート造の、これは単価を使用しております。続きまして、発生材運搬費につきましては、新営予算単価表に記載がございませんので、資料の27の(1)の5のとおり、代価表を作成いたしまして、単価の想定をしております。また、発生材処分費は資料の27の(1)の6につきましても、新営予算単価表に記載がございませんでしたので、積算資料より各値の処分費の平均単価を出しまして、立米換算したものでございます。それから、最後にアスベスト除去費につきましては、国交省が公表しております資料の27の(1)の7の表の中の、千平米以上のところの上限の単価を採用しております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

#### 中心市街地活性化推進課長

次に、資料28をお願いいたします。平成24年5月17日の協議において、株式会社まちづくり飯塚と協議した図面資料となります。この図面はまちづくり飯塚が、概算資金計画を作成するために、みすみ建築設計事務所に構想図面の作成を依頼したものでございます。28の(1)の1からは、1階から3階までの平面図、28の(1)の4から各階の面積計算表、求積図、配置図、立面図の合計11枚となります。

次に、資料29をお願いいたします。現在の事業計画については、当初計画より建物を一層追加いたしまして、住宅床を増床、4階建て24戸の賃貸住宅を整備するものでございます。実施の時期につきましては、平成24年3月に株式会社まちづくり飯塚が弁護士に根抵当権抹消を依頼、当初6カ月程度で抹消可能との理解を得ていましたが、最終的には国際弁護士を通じ、訴訟を行うなどで約1年間を費やしたため、事業の開始も遅れております。29の(1)の2は、事業計画区域について、区域設定の考え方、29の(1)の3には位置図等、29の(1)の4には総事業費と整備方針、29の(1)の5には都市機能導入施設の整備計画の概要及び整備計画にしたがって行われる主要な事業の概要を記載しております。

次に、資料番号30をお願いいたします。ダイマル跡地の土地取得に係る資料としまして、

平成25年4月4日に、買主、株式会社まちづくり飯塚と、売主、株式会社ダイマル商店との不動産売買契約書を30の(1)の1から3に提出しております。本売買契約書は、平成26年2月3日に株式会社まちづくり飯塚より提出を受けたもので、内容としましては第2条におきまして、本件不動産の売買代金は233万円と定めること。第5条第3項におきまして、本件建物の取り壊しに要する費用及び滅失登記に要する一切の費用は買主の負担とすること。また、第8条におきまして、売主は買主に対して本件建物の取り壊しを許諾すること等を定め、株式会社ダイマル商店の清算人と株式会社まちづくり飯塚の代表取締役との間で交わされたものでございます。なお、売買代金233万円の内訳については、根抵当権抹消に係る弁護士費用及び清算人に係る費用等であることをあわせて、株式会社まちづくり飯塚に確認しております。また、この233万円については、土地代ということで、建物については無償ということでございます。

次に、資料番号31をお願いいたします。ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う解体土木、土工事の入札調書です。5者応札により、最低価格の株式会社春田建設が落札されております。

次に、資料32をお願いいたします。32の(1)の1には、飯塚市発注の平成25年度解体工事一覧表について、発注明細を提出しております。該当工事は表のとおり6件で、入札日、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、施工面積、落札額に対する平米単価について、資料として提出いたしております。

#### 建築課長

続いて、資料番号33をお願いいたします。市発注の平成25年度解体工事において、3千万円以上の大型案件に関する、入札に関する資料ということで、旧穎田小学校解体工事を33の(1)の1から、33の(1)の72までつけております。33の(1)の1から33の(1)の7まで現説要項、それから33の(1)の8に質問回答書、それから33の(1)の9から33の(1)の24までが、金額なしの設計書でございます。それから、33の(1)の25から33の(1)の56までを、そのときの図面をつけております。それから、33の(1)の57から、先日の資料要求の際に、金額入りの設計書の提出をすることができるというような旨の回答をしておりましたが、金額入りの設計書は非公開でございまして、提出することによりまして、今後、発注する解体工事への影響が考えられますことから、設計書の公表については、誠に申しわけございませんが、黒塗りの設計書とさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。誠に申しわけございません。その黒塗りの設計書、33の(1)の57から33の(1)の72までつけさせていただいております。

次に、旧穎田中学校解体工事につきましては、33の(2)の2に現場説明事項、それから33の(2)の7まで、現場説明事項をつけております。それから33の(2)の8から金額の入っていません設計書を33の(2)の20までですね、それをつけております。それから33の(2)の21から33の(2)の67まで図面一式をつけております。それから33の(2)の68から33の(2)の79までは、黒塗りにしておりますが、その設計書をつけさせていただいております。以上でございます。

#### 中心市街地活性化推進課長

次に、資料34をお願いいたします。ダイマル跡地事業地区解体・土工事に入札した5者の経営事項審査結果通知書を提出しております。34の(1)の1は、株式会社坡平産業、次に柴田建設工業株式会社、次に株式会社修成工業、次に九特興業株式会社、最後に株式会社春田建設の業者選定時の経営事項審査結果について、提出いたしております。

次に、資料番号35をお願いいたします。解体工事における下請け業者の作業工種の明細について、35の(1)の1から6はダイマル跡地事業地区、株式会社ディムスの解体工事の下請け内容、35の(2)の1から4までは、同じくアスベスト除去に関する小島建興株式会社

の解体工事の下請け内容となっております。また、35の(3)の1から24は、飯塚バスセンター他建物解体工事の内訳明細書でございます。いずれも、単価、金額については表示されておきませんが、ダイマル事業については請負業者から、また、吉原町1番地区については、再開発事業組合より受領した明細資料として提出いたしております。

引き続き、前回の委員会におきまして、確認事項とされておりました案件について、株式会社まちづくり飯塚に確認しましたので、ご報告いたします。なお、確認事項は5件となります。

1件目、資料1の質疑で小幡委員より1の(1)の48について、事業計画書に添付している図面一式の作成については、みすみ建築設計事務所に協力をお願いしたことを平成26年2月3日、株式会社まちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏に確認しております。

次に2件目、江口委員より解体土工事の入札に関して、公正取引委員会に確認した時期につきましては、平成25年5月20日執行後の5月末から6月初旬ごろということでございます。また、入札に関する最低制限価格については、税抜き価格1億4980万円であることを、平成26年2月3日、株式会社まちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏より確認しております。なお予定価格、最低制限価格については、事前公表はされていないこともあわせて確認しております。

次に3件目、11の(1)の1の株式会社まちづくり飯塚の組織構成に関連して小幡委員よりの確認事項として、出資金を募るに当たった趣意書や株主を募集するに当たった書類、資料について確認しましたが、株主の募集に限定した趣意書等はいま現在はないとのことでしたので、当初どのように株主を募ったか確認したところ、NPOシュガーロードから引き継いだまちづくり関係者や代表取締役の前田氏の個人的な声掛けにより出資を募ったとの回答でございました。このことは平成26年2月3日、株式会社まちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏に確認しております。

次に4件目に、小幡委員より6の(3)の5の第2回ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う設計委託業務及び解体土木業者選定会議録より、建築設計の入札前からみすみ建築設計事務所がオブザーバーとして参加されている理由について確認してほしいとの質問でありました。平成25年3月15日の業者選定会議は、解体土木業者の選定に関する議題であり、施工業者ではない立場から助言を受けるためにまちづくり飯塚としてお願いしたとのことです。このことは平成26年2月3日、株式会社まちづくり飯塚代表取締役、前田精一氏に確認しております。

最後に、13の(1)の1のダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う解体土工事の本発注下請け状況のうち、未発注となっていた下請け工種について、請負業者である株式会社春田建設に確認したところ、平成26年2月4日現在で、新たに発注しているのは警備員のみと確認いたしました。また、資料13の(1)の2と3について、注文請書の日付は、それぞれ25年10月31日付と確認いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含めて、前回の委員会に引き続き資料ナンバー18についての質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

おはようございます。委員長にちょっとお願いがあるんですけど。いま、あの、前回の質疑事項の回答を口頭でいただきましたけども、文書化していただきたいと思うんですが、その点、お計らいいただきたくなんですけど。

委員長

執行部にお尋ねいたします。いま小幡委員より要求のあつてます口頭説明資料は文書で提出できますか。

中心市街地活性化推進課長

提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

質疑を許します。質疑はありませんか。

( 発言する者あり )

いいですよ、はい。

田中裕二委員

すいません。ちょっと、あの、素朴な疑問なんですけれども、入札に参加された5者の中には解体、これ解体工事でありますので、解体業者、当然入るべきだと思っておりますが、この5者の中には解体事業者が入っているのかどうか、この点いかがでしょう。

企画調整部長

中には入っておりません。

田中裕二委員

入っていないということでございますけれども、市の発注される解体工事では、解体業者による入札をなさっていると思っておりますが、この点確認ですけど、いかがですか。

契約課長

いま委員言われますように、原則、通常でございますが、指名登録の中で、解体で登録されている業者、全者ということで、入札を行うことが通常でございます。

田中裕二委員

通常ということは例外もあり得るということですか。

契約課長

あのー、えー、基本的に、解体の業者、登録をしている業者さんでの指名になります。入札は。

田中裕二委員

通常とか原則とか言われるので、例外があるのかなと思ったら、例外はないということですね。どうです。

契約課長

ありません。

田中裕二委員

市の発注、今のご答弁のように市の発注の解体工事には、解体業者による指名ということでございますが、今回、まあ民間の事業であるとはいえ、市の規程に準ずるといって、そういう指導もなされているようでございますけれども、その中に選ばれた、選定された5者というのは、まちづくり飯塚さんが選定をされたという答弁が先日あったと思いますけど、それ間違いありません。

企画調整部長

そのとおりでございます。なお、選考基準につきましては、資料の6の(3)の8のところで提出をいただいております。

田中裕二委員

えーっと、(3)の8の選考手順、書かれておりますけれども、先ほど契約課長の答弁で、市の発注の解体工事は解体業者によるものということでございますが、民間の事業とはいえ、この基準の中に解体業者の方が入っていないというのは素朴に疑問に思うんですが、この選考、

この選考になっている1、2、3番に、1、2、3に当てはまる解体業者はなかったという判断なんでしょうか。いや、何でその5者の中に解体業者が入っていないのかという、その理由はどのようにお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:22

再開 10:25

委員会を再開いたします。

中心市街地活性化推進課長

解体の工事の工種は、とび、土工、コンクリートということでございまして、このとび、土工、コンクリートの工種ということが、その解体業の資格となっているとのことでございます。それで、このとび、土工、コンクリートの福岡県の建設業登録業者から選定されておるということで、設定基準のほうで聞いておりました。ただ、そういうところで指導したのかと言われましたら、うちのほうで指導しておりません。

田中裕二委員

指導していないということですが、この入札に関してはまちづくり飯塚さんとの協議は何回かなされていると、この資料17の表の中にはありますけれども、この5者を選定された時点で、そのことはわかってあったと、わかられたと思うんですが、そこでの指導等はされていないということですか。入札前に5者選定しましたという報告があっとうわけでしょう。そのときに、なぜですかというふうな、なぜ解体、第一希望か、の解体事業者が入っていないのかという、そういったふうな指導とか、そういったふうなものもなされていないということですかね。

中心市街地活性化推進課長

業者選定におきまして、当初につきましては、そういった解体業者、飯塚市の解体業者も入っておりました。それで、選考過程において最終的にこの5者になったということでございますけれども、その辺について、最終的な選考業者が飯塚市のその解体業者ということでなければならぬということの指導とかいうことはしておりません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。資料18からですが、資料18についての質疑はありませんか。  
( な し )

ないようですので、では、資料19について質疑ありますか。

上野委員

はい。資料19、私が要求をさせていただいた資料ですので聞かせていただきますが、資料1と見比べてですね、資料19の(1)の3、まちづくり飯塚さんの損益計算書が出てきます。売上高、まず1期目が約140万円、2期目が189万円余りということで、合計330万円ぐらいなんですけど、この売り上げの内容がちょっと明細を見てもわからないので、もし把握しておられれば教えていただけませんか。

中心市街地活性化推進課長

恐れ入ります。内容までは把握しておりません。

上野委員

わかりました。それではですね、資料の今度出していただいている19の雑収入の名目を見ますと、資料19の(2)の8が、1期目の雑収入ですね。飯塚市からの助成金が250万円。2期目が、資料19の、資料19の(3)の、ちょっとごめんなさい。助成金が3回に、ああ資料19の(3)の8ですね。助成金が3回に分かれて飯塚市から約250万円、約300万円、約350万円と合計2年にわたって1150万円、約、出てるんですが、この

助成金の名目は何ですか。

企画調整部長

まことに申しわけございません。詳細な資料を持ち合わせておりませんが、あの確か、緊急雇用事業の対策事業の中で、こちらのほうに委託した事業がございましたので、多分それだろうというふうには思っております。

上野委員

その2年にわたって1150万の緊急雇用対策事業、これについては、この、普通そういった事業は公募にかかわる助成金の支給になるんでしょうか。それとも飯塚市からあなたの会社という匿名の指定になるんですか。

企画調整部長

まことに申しわけございません。その詳細については、ちょっと把握いたしておりません。

上野委員

資料を請求したときに、売り上げが2年間で330万の会社で、助成金が2年間で1150万いってるんですから、質問されるようなという予測はされなかったですかね。えー、もう先の質問にいけないんですけど、じゃあ資料19の(3)の7、人件費の内訳があるんですよ。取締役の方に役員報酬と従業員の方、取締役の方1名に224万円、従業員、何人が書いてありませんが、430万円余り、合計で年間、1年間で654万円余りの人件費が出てるんですが、売り上げは330万なんですよ。ということは、助成金からこの方々は給料ももらってらっしゃるんですよ。緊急雇用対策の助成金だとすると、非常におかしの支出のことに、支出になってるんじゃないんでしょうか。で、あのー、私この、そもそもまちづくり会社は何をやる会社ですかというふうに、前回、前々回か、お聞きをしたんですけど、ダイマル跡地の開発事業と、あとは収益については、まちづくりに資すると。ほとんどボランティア団体と同じ株式会社ですよというご答弁いただいているんですが、このお金の流れを見ると、助成金で給料をもらってらっしゃるというふうに誤解をされかねない。今ご質問をしても内容はわかりませんということですので、ちょっと、きょうはこれ以上、中には進めないんですが、この大きな中活事業の国の認可を得るために、行政は民間の会社と連携して取り組まなければ認可がないというふうな認識が私にはあるんですが、それは間違ってたんでしょうか。

企画調整部長

中心市街地活性化につきましては、行政だけではなくて、やはり民間の方々と一緒にやっていくということを中心に考えておるところでございます。言われたとおりでございます。

上野委員

いや、それは飯塚市の考え方じゃなくて、この事業を国に認定してもらうに当たって、民間の会社と連携してやらなければ認可はないという認識なんですけど、私は今の今まで。それは私の認識間違ってるんですか。

企画調整部長

これは内閣府と相談しながらという形にはなってまいります。で、行政だけの計画で認められるかどうかということについては、非常に厳しいのではないかと認識は持っておりますけども、じゃあ、絶対だめかということについては確認はいたしておりません。

上野委員

はい、わかりました。行政だけでは大変難しいかもしれないということで、民間の方のお力もお借りして、この事業にまずは取り組んだということですね。では、この民間の会社なんですけど、公募をされたんですか。それとも、新設の会社じゃないと難しいというご判断をされたんでしょうか。どちらですか。

企画調整部長

もともと中心市街地活性化の事業をするに当たりまして、公募をいたしております。どうい

った事業をしていただけるかという形で。その中で、NPO法人だったこういう方々が、こういった事業をやっていきたいという積極的な気持ちを持ってございましたので、一緒に協議をしてきたということでございます。

上野委員

そうであるならば、じゃあ、その助成金の内容がわからないということで、ちょっと聞けないんですが、ダイマルの跡地の事業、再開発事業をメインとする会社を新しく設立をされたと。そこと飯塚市は一緒になってやって行こうというふうに決定されたわけですが、ダイマルの跡地事業から収益を得るためには、相当な年数がかかるというふうなことはわかっておったんですね。それまでの運営の資金は、じゃあ、飯塚市がそういった緊急雇用事業なりの助成金を出しますから、これで運営してくださいというような約束は当初あったんですか。

企画調整部長

そういう約束は一切しておりません。で、あの一、まち会社としても事業をやっていく、会社を存続させるためにいろんな事業を模索されております。前回は答弁いたしましたように、自動販売機を設置してその収益を得るとかというような形での収益事業を模索されております。で、今回の緊急雇用対策にいたしましても、あの一、詳細な資料は持っておりませんが、長崎街道の400周年記念事業についての委託を受けて、こういう助成金を受けてあるということは承知しておりますけれども、内容について詳しくということについては、いま答弁しかねますので、そういうことでご了承をお願いしたいと思っております。

上野委員

結果的に、売り上げの内容だとか、いま言われた自販機の収入は2年目で、1年間で18万7929円ですよ、書いてありますから。で、その他、この会社がどのような主な事業されているかとかいうのはわからないままに、2年間で1150万円、助成金を出されてきたというふうに答弁されておるんですよ、今。で、いいでしょう。それ内容がわからないとおっしゃるので、これ以上聞けないんですが、じゃあ、別のことでお聞きしましょう。この会社が将来ダイマルの再開発で、主な収入を得たいということで作られました。その中で、いよいよダイマルの解体事業にかかわられた。いま先ほど、田中裕二委員のご質問にもありましたが、業者の選定に当たって、5者事前に飯塚市のほうにお示しなされた。その中に、この会社の株主の方が入ってあるということは、ごらんになったときに認識できましたか。

中心市街地活性化推進課長

株主の方が入っておられるということについては、その時点では承知いたしました。

上野委員

承知をしていて、指導しなかったという答弁なんですけど、通常考えると株主というのは、役員選定をする立場ですよ。株式会社で言えば、一番の力を持っている方々ですよ。その方が、解体工事、自分の会社が出す解体工事の入札に参加をするということについて、何かしら皆さんは、疑念と言ったら失礼ですけども、そのような思いは抱かれなかったのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

あの一、ま、そういう、まあとにかく、この入札におきましては、談合はないこと、公平、公正なですね、入札を行っていただくということを常々指導しておったということですね、その辺の指導までしか、やっぱりその辺はしていなかったということでございます。それで、いま言われるように、その辺の疑念がなかったかどうかということにつきましては、いろいろそういう話を私ども聞きまして、結果的にそれがいいのか悪いのかということについては、一度正式に、うちのほうも把握する必要があるということで、公正取引委員会のほうに問い合わせ、をしたということでございます。

上野委員

いま言われた、公正な入札が行われなければならないんですけども、株主の方が、自分の会

社が発注する工事の入札に参加をされているというこの時点で、あなた方は、全くこれは誰にも疑念を持たれることなく入札が間違いなく執行できるというような判断をされたんですか。

企画調整部長

その点については、先ほど申しましたように、いま公正、公平な入札を執行してくれということで伝えておりますし、そのようにしていただけるものというふうに思っておりました。で、いまご指摘のように後ほど、あとになって、そういうことについてはおかしいじゃないかと、そういうことを考えなかったのかということについては、前回も申し上げましたように、そういう疑われるような行為を、私どものほうも最終的に指導してなかったということについては、重く受け止めておるところでございます。

上野委員

まだ、質疑たくさん続きますけど、やはり私はね、全く問題ないよというふうには感じないんですよ。公平、公正な入札は行われたのかもしれないけども、やはりせっかくですね、飯塚市の目玉事業の中心市街地の再開発ですよ。まちづくり飯塚のかかわってる方々も、皆さん本当に中心市街地をよくしたいなという思いで、かかわってあるんだらうというふうに信じてます。その中でね、やはり、そういった方々が余り詳しくない分野に関しては、行政のほうで指導をしていかれるなり、しなければならなかったのではないかなと思いますよ。まちづくりにかかわって大きな助成金が入る事業であるからこそ、ふだんよりも厳しい目で、ご指導なりがあるべきだったというふうに思いますし、また、今後また、まだ先がありますけど、建設もあるわけですから、しっかりと今からまちづくり飯塚の方々なり、またそれにかかわっている方々なりと協議をしていただいて、誰が見ても安心、安全だよなというような事業の運営に心がけていただきますように、今の質問はこれで終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。資料19については、ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ないようですので、えー、資料ナンバー20についての質疑に入りたいと思います。

( 発言する者あり )

19で。はい。

小幡委員

あのー、いま上野委員の言われた助成金の件ですが、正確に何の助成金か内訳を次回出してくださいませるか。

委員長

資料要求ですね。執行部にお尋ねいたします。ただいま小幡委員から要求のあっています資料は提出できますか。

企画調整部長

資料を提出することはできますけども、もしお急ぎであればですね、商工観光課のほうに確認すれば、その内訳というのは回答できるとは思っておりますが。

委員長

資料提出できるんやろ。

企画調整部長

ええ、資料は提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料については要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料19はいいですか、ほかに。はい、では資料20に入ります。資料20について、何か質疑はありますか。

小幡委員

資料20について、私のほうでお願いしてましたので、ちょっと確認しますが、20の(1)の1ですね、と、並びに20の(2)の1ですが、この中で金融機関融資及び自己資金の状況ということで、金融機関から融資を受けるような事業計画になっておりました。その中で、自己資金の4千万円を調達することで融資の内諾を得たということですが、自己資金の4千万は、この段階では、今、380万ですよ。そろってない状況で、調達することで融資の内諾を得たということになっておりますが、前回の質問でも、差し支えなければ、融資先、まあ内定か、内示かわかりませんが、融資先がわかれば教えていただきたいということを聞いておりましたが、その点、回答できますでしょうか。

企画調整部長

内諾をいただいたのは福岡銀行ということでございます。で、飯塚本町支店。なお、あの一。

小幡委員

融資の内諾を得たのは、福岡銀行本町支店ということですね。で、4千万の自己資金はまだそろってないけども、内諾は得ているということで、この福銀さんの本町支店から、もう出金はされてるんでしょうか。今の段階ではゼロなのかは確認とれてますか。

中心市街地活性化推進課長

銀行のほうから、まだ出されておられません。

小幡委員

ということは、現時点では銀行からの出金、融資はまだ行われてないということで確認します。えー、この通常前回も言いましたけども、事業計画の中で、自己資金が通常4千万に至ってない段階で、融資を、内諾ですけどね、されました。この4千万は、この下から4行目あたりには、まだ解体が終わった後に、本格的にね、4千万、自己資金の調達をされるということで聞いておりましたけども、まあその調達にあたるために、このまちづくり飯塚、現在、こういった活動をされてるか、把握されてます。先ほど、趣意書とか、そういうのがないということでしたけども、今、そろえようとしているのか。それともストップしているのか。やっているなら、どういう形で融資を、あー、ごめんなさい。自己資金を集められているのか。

企画調整部長

今後、追加の出資をお願いするために、そういう趣意書をいま作成中ということでございました。

小幡委員

現在、作成中ということは、まだ380万からふえてないということで確認していいですね。わかりました。

委員長

ほかに、資料20についての質疑はありますか。

( な し )

ないようですから、続いて資料21について、質疑に入りたいと思います。資料21について、質疑はありませんか。

江口委員

補助金の交付申請の決裁のほうを出していただきました。ですが、なんです。あの一、出された分に関しては、ほんの3枚なんですよ。これ以外に書類はなかったんでしょうか。あの一、申請があった分がありましたですよ。それについては、資料のはじめのほう、資料番号1番ではあるんですが、今回ある意味ね、節目で、補助金をつけるかつかないか、大きなところに来てるわけですよ。そして、さっきの出資金の話とかもありますし、いろんな状況を考えて

ね、そこら辺を踏まえた上で、それでもやっぱりやっていいんですかという決裁であるべきだと思うんですが、これ見る限りでは、その辺りって全くないんです。備考欄についても別紙のとおり決定していいでしょうか。ですね、だけなんです、ほんとにこれだけなんですか。

中心市街地活性化推進課長

資料提出時におきまして、ちょっと触れさせていただきましたが、これに付け加えまして、補助金申請がありましたときの資料を添付しておいたということでございます。

江口委員

だからね、それについては資料1で出していただいた分ですよ。それはわかっているんです。だけどね、それだけではなくて、それだけではなくて、市として、この補助金を交付決定するのに、リスクがあるかないかですよ。そういったこととかを検討した部分が、当然のことながら、この状況の中ではついているべきだと思うんですが、それについてはなくて、全くこれだけだったということによろしいですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。この件につきましては、当初予定どおりの進捗による数字の交付申請ということになっておりましたので、そのように考えております。

委員長

いいですか、江口委員。

ほかに、資料2-1について質疑はありませんか。

( な し )

では、続きまして、資料2-2について質疑を許します。資料2-2について質疑はありませんか。

小幡委員

資料2-2ですね。2-2の(1)の4にですね、これは平成23年9月22日の会議録ですけども、出席者、まちづくり側、この段階ではまだ会社設立されておりませんので、春田建設さんと、当時商店街連合会会長の前田さんと、ハウ・インターナショナルの正田さんと、うちのほうで中活の課長たちと打ち合わせた記録がありますけども、2-2の(1)の5にですね、ここ辺で、市の床の取得についての話し合いがなされておりまして、ここ今、部長、当時課長として出席されておりまして、ここ辺からその飯塚市のほうが床を取得するよという話を進められてたんですかね。

企画調整部長

いつからという分については、はっきり申し上げまして、いま記憶にはございません。で、この事業を進めていく中で、当然その有利な国の補助ということになりますと、市もかかわっていくということになりますので、この中に、街なか保健室ができないかとか、いろんな動きをしてある経過は、経過というか、記憶はございます。いろんな団体にですね、入っていただけるような施設ができないかというようなことで、いろいろ動いてきた経過がございます。それは私が平成22年8月に携わりまして、それ以降でございますので、この日からということではなかったと思っております。

小幡委員

この段階で相手先はシュガーロード、NPOのシュガーロードの方々という認識で打ち合わせされてたんですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

小幡委員

この議事録、すべて読みますとね、このシュガーロードさんが計画するに当たって、本市がもちろん協力するんでしょうけども、委員の方は、全員読まれていると思いますけど、時系列

にずっと読んでいくと、ビルの建て替えなり、解体なり、階層なり、いろいろ模索する中で、基本的には補助金がどれくらい入るのかとかね、床を買ってくれるのかと、そういうところがきっちりとしないと、この事業はできないよという議事録になってるんですね。これが、市のほうが一所懸命こういう事業であれば、補助金が出るよと、床を買おうとすれば、飯塚市がこの部分を買えば、これだけのお金が出るよということで、明確に、もう名前は言いませんが、それがしっかりと融資もしくは買上げがはっきりしないと事業が成り立たないということから言いますと、言葉はちょっと外しますが、このNPO法人さんと市のほうでともに計画してきたという認識で間違いはないですね。

企画調整部長

一緒に協議してきましたので、そのとおりと思っております。

小幡委員

ちょっと細かく、22の(1)の5にですね、やはり事業計画の中で、金融機関から融資を受けたいという話が出てきましたね。この融資に当たっては、市の職員がですね、金融機関に同行してもいいよと、そこまでね。市の職員も銀行までかけ合いましょうということになっておりますが、現実、市の職員、銀行のほうにまで同行されたのでしょうか。

企画調整部長

私が同行いたしまして、中活事業の説明とかいうことをいたしております。

小幡委員

ということは、当時の中活の課長であった、課長時代の田代課長という形で行かれたということですね。わかりました。

委員長

ほかに、資料22について質疑はありませんか。

( な し )

では、資料23について質疑を許します。質疑はありませんか。23、資料23については、質疑はありませんか。

( 質疑なし )

はい、では、引き続きまして、資料24について質疑を許します。資料24について質疑はありませんか。

江口委員

確認です。こちらのほうは、市がまちづくり飯塚に渡した建設工事等契約規程のひな形を出していただきました。この部分と、現実にまちづくり飯塚がつくられた契約規程と、違ってるところがございましたら、ご案内ください。

中心市街地活性化推進課長

まず、第3条第2項でございますけども、登記簿謄本、2号に登記簿謄本というところ、それから経歴書、納税証明書、そういったところが、あの、違ってきておると思っております。あの、添付がですね、これがなくなって、記載がなくなっておるということで思っております。あとは、4条関係の入札期日、この辺が、10日が7日という、その辺はちょっと今のところ把握をしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ないようですので、資料25に入ります。資料25について、何か質疑はありませんか。

江口委員

あの、問い合わせに関しては全くなかったというふうな形でご案内が、書類の提出をいただきました。で、ちょっと戻って申しわけないんですが、資料2のですね、(1)。となるとで

すね、あの先日、3日の日も確認したんですが、現場説明に関してはこの部分ですよね。それと、あと資料6の(3)あたりに出していただいた入札に関する資料、この中の入札説明書、6の(3)の11、12、13、14、15と、あと仕様書、図面のみというふうな形でよろしいんですよね。

企画調整部長

そのように聞いております。

江口委員

で、そのときにですね、現場説明であったですね、説明なんですけれど、あの、この図面を見る限りではですね、確かにこのダイマルさんを崩すんだなというのはですね、図面でわかるんです。で、あとまあ、この通路の部分があるんですけれど、あとはもうこの通路をつくってくださいねと、およそこれだけの現場説明があったという理解でよろしいんでしょうか。何かその現場説明のときにこういったことを説明しましたとかですね、例えば図面、これは全体図がないんですよ。周辺の中で、ここからここまでがやる所なんだよとかいう図面って全くないんですけれど、そこら辺については何かお聞きでしょうか。

企画調整部長

えー、現場説明の中でどういうふうな説明したかについては、承知いたしておりません。

江口委員

委員長すみません、ちょっと戻るんですけれど、このですね、補助事業ですね、にかかわるですね、えー、工事、この解体工事に関しては、市としてはどのエリアの部分を含め、やっていたという部分が、何らかの書面で記せますか。いくつかですね、図面が出てますよね、周辺図とか。それで、中で示せるものがございませうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:13

委員会を再開いたします。

企画調整部長

大変失礼いたしました。あの、本日提出いたしました資料29の(1)の3をお開き願いたいと思います。ここに詳細図ということで、下に図面をつけております。塗りつぶした部分、あの、の(仮称)飯塚コミュニティビルというふうに書いております。旧ダイマル跡地区域です。で、ここ1,447.92平米、これが補助対象の区域ということでございます。ここだけでございます。

江口委員

委員長、すみません。資料要求をさせていただきます。ここの、この図面でもやっぱりちょっと小さくてわかりませんので、この部分拡大して、ですね、あの、した図面が確か会議録の、協議録の中にありましたんですよね。で、その図面を提出したいと思います。委員長において、お取り諮らいのほどよろしくお願ひいたします。

委員長

どっかあったんじゃない。これじゃないやつが、あったんじゃない。

暫時休憩いたします。

休憩 11:14

再開 11:16

委員会を開会いたします。

( 発言する者あり )

あっ、ちょっと待って下さい。執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求のあ

ってます資料は、提出できますか。

企画調整部長

何かわかりやすいような図面を提出したいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。25ありませんか、資料25について。

( な し )

じゃあ続きまして、資料26について質疑に入りたいと思います。資料26についての質疑はありませんか。

江口委員

資料26で、26の(1)の1から26の(1)の25まで、まちづくり飯塚と春田建設との間で交わされた工事請負契約書を提出していただいております。この工事請負契約書については、これ、ここに出されているだけということで、お聞きされてるということによろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

そういうことでございます。

江口委員

このですね、26の(1)の1、6番、一番下ですね、解体工事に関する費用等ですね、「この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合」云々とあります。別紙、添付別紙のとおりとするとございます。これについては、なかったということですね。

中心市街地活性化推進課長

そういうことでございます。

江口委員

契約課にお尋ねいたします。この部分に関しては、何がうたわれているのでしょうか。

委員長

あの、質問の内容がわからなければ、わからないで、再度、あの、質問してもらいますけど、それ、どうなんですか、執行部。質問の内容は理解できてるんですね。はい。

契約課長

はい。あの、まあ、この分が、恐らく、恐らくと申しますか、リサイクル法に関する場合については、これを提出しなさいというものでございますけれども、ちょっと確認させていただきまして、あとでご報告させていただきたいと思います。

委員長

はい。ほかに質疑はありませんか。

江口委員

はい。中活担当課にお聞きいたします。この契約、工事請負契約をね、あの、いただいて、まあ、当然のことながら、おおよそのところはお聞きになっておられるんだと思いますが、何か「えっ、これそうなの」とね、疑念に思った点等はございませんか。

中心市街地活性化推進課長

そういったことについてはございません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。いいですか。では、ほかに資料26について質疑ありませんか。

( な し )

では、資料27に入ります。資料27について質疑はありませんか。

( 発言する者あり )

暫時休憩いたします。

休 憩 11:23

再 開 13:02

委員会を再開いたします。

午前中に要求していました資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

中心市街地活性化推進課長

まず、お手元に配付しております資料の1枚めくっていただきまして、ページ番号36の(1)の1でございます。先ほど、小幡委員のほうから要求のあっておりました、前回の委員会におきましての質疑に対する確認事項ということで、文書でまとめさせていただいております。

続きまして、37の(1)の1の資料でございます。これにつきましては、上野委員のほうからご質問があっておりました、決算書19の資料でございますけれども、この各勘定科目の内訳書、えっと、ページ数でいきますと、まず19の(2)の8、飯塚市からの助成金ということで250万円と記載があるが、これはどういったものかということでございます。これにつきまして、先ほど言いました37の(1)の1、ここで掲げております長崎街道400年記念事業、この事業としまして496万9650円、これを市のほうから支出するというようになっております。しかしながら、ここでは250万円の金額しか上がっておりませんけれど、これにつきましては市が4月から3月までの会計年度、まち会社の決算につきましては11月から10月の決算年度という関係上で、一部が8月、9月、10月分の支払いという形で250万円があがっております。ということで、残りの金額につきましては、19の(3)の8、上からの二段目、助成金、飯塚市とございます246万9650円、この金額があとの残りの金額ということでございます。

それから続きます、同じく19の(3)の6の298万8千円の、すいません、19の(3)の8でございます。3段目の298万8千円の飯塚市からの助成金ということでございますけれども、これにつきましては、37の(2)の1、この中心商店街創業支援・空き店舗活用事業、この976万円、このうち、まあ先ほども申し上げましたように、会計年度と決算の違いによりまして、対応する月分の金額298万8千円が飯塚市のほうから支出されているということでございます。

えーと、それから次の欄にございます347万8002円でございますけれども、これは飯塚市からのほうの支出という形で、決算上では出てきておりますけれども、実際にはちょっとまち会社のほうで、掲げた分がちょっと違っておまして、全国商店街支援センターの委託事業におきます金額が掲載されているということでございます。以上でございます。

それから資料の、すいません、38の(1)の1、これは江口委員のほうから要求のあっておりました、このダイマル跡地事業地区にかかわる位置図、解体のその車両の進入路等を含めたところの位置図を提出させていただいております。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、資料27からの質疑を許します。

上野委員

はい。助成金に関する資料、ありがとうございます。今ご説明があったように会計年度がですね、えー、市は3月末日までということで、この株式会社まちづくり飯塚さんは10月月末で締めてあるということで、この明細書と金額が全然合わないの、これぜひ、あの、もう一番

初めのこの37の(1)のほうの助成金に関しては、履行期間がもう終わってますので、これがしっかり履行されたかどうかという確認は行われて、業者のほうで行われてあると思いますので、まず次回までに確認した資料を、申しわけありませんが、提出していただきますようお願いをしたいと思います。委員長、よろしくお願いたします。

委員長

執行部、資料要求の内容は理解できておりますか。もしあれだったら、申しわけないですけど、再度、上野委員、あのもう一度、資料要求してください。

上野委員

はい、えー、資料37の(1)、これは何ですかね、福岡県緊急雇用創出事業、長崎街道筑前六宿開通400年いづか市記念事業委託に関する、この請負契約書を閉してですね、仕様書の中に、例えば新規雇用、失業者2人以上として人件費の総額を250万円以上とすると、その他もろもろこの支出に関する受託者の義務が掲げられております。で、この事業に関しては、履行期間が平成24年7月4日から25年3月31日までとなっておりますので、期間が終了しております。この義務がしっかり会社のほうで履行されたかどうかという確認はもう行政のほうでされてあると思いますので、それに関する資料があればお願いしたいということでございます。

中心市街地活性化推進課長

担当課のほうに確認して提出させていただきたいと思っております。

委員長

ただいま上野委員から要求のありました資料については、執行部のほうから提出できるということですので、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

上野委員

はい。ありがとうございます。それに関しては、資料が出てきた時点で質疑をさせていただきたいと思いますが、この資料を出された37の(1)と37の(2)の両方のこの業務委託請負契約の中には、履行義務として新規雇用の失業者が、37の(1)の場合は2人以上、37の(2)は3人以上、あつ、3人とすると。(1)の場合は2人以上、37の(2)の助成金については、失業者新規雇用3人とするというふうに明記されております。で、ここで言う失業者2人以上、または3人ということに関してですね、決算の明細、資料19で出されております明細の中には、役員の方も1人入っておられますが、この方はこの要件の中に当てはまるものなのかどうか、これはどのような認識ですか。

企画調整部長

今回の緊急雇用創出事業につきましては、失業者の方を雇用するというので、先ほど言われた常用の方、役員の方になりますけど、その方とは違うということでご理解いただきたいと思います。

上野委員

私もそう思います。役員はもう会社の方ですから、この助成金の対象には当たらないということですので、であれば37の(1)のほうの助成金に関しては、新規に失業者を2人以上雇われている。(2)のほうに関しては、失業者3名雇われている。それぞれ人件費の総額は、(1)の場合が250万円以上、(2)の場合は524万111円以上とするというふうにこれ明記されてあるので、ぜひ、そこら辺の確認もしていただいて、37の(2)についてはですね、この履行期間がまだ26年の3月31日までというふうにありますけど、こちらに関しても、例えば1月末でも結構ですが、その履行状況について文書で出せるものであれば、これもぜひ、出していただきたいというふうに要望したいんですが、委員長よろしくお願いたします。

ます。

企画調整部長

いま要求がありました資料については、提出をさせていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま上野委員からの要求のありました資料については、執行部としては提出できるということでありますので、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

上野委員

はい。ありがとうございます。お手数でしょうけど、よろしく願いいたします。

で、えーと、この請負契約についてですが、株式会社まちづくり飯塚に受託先が決まるまでの経緯は、どのような募集をなされて、ここの会社に決められたんでしょうか。

企画調整部長

大変申しわけございません。この分については承知いたしておりません。担当課があ、別の課になるもんですから。はい。申しわけございません。

上野委員

あの、一旦、ほかの方の質疑に譲りますので、担当課の方、もしお手すきであれば呼んでいただいて、質疑を後ほどさせていただきたいと思いますが、よろしく願いできますでしょうか。

企画調整部長

そのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

小幡委員

上野委員の質問に関連なんですが、関連して資料要求した手前ですね、ちょっとお尋ねしますが、いま上野委員から聞かれたのは全面的に私も確認したいんですけども、今まちづくり飯塚のほうから2期分の決算書が出てますよね。この決算書に当たる従業員の方の給料の手当が支出されてますね、給料手当ということで。19の(3)の7、430万2410円ですかね。この給料の手当てした原資とこの補助金、いま37の(2)の3もしくは37の(1)に該当する助成金との整合性を決算内部まででちょっと調べていただけます。質問の意味わかりますかね。決算時までこの中から支出されたのか、そうでないのかということを知りたいんですけどね。

企画調整部長

今のご質問の点はまちづくり会社に確認しないとわかりませんので、確認をしてみたいと思います。

委員長

ほかに質疑ありませんか。江口委員、江口委員のほうから資料要求が午前中あっておりました。それが出てきておりますので、38ですね、それについて、位置図について何か質疑ありますか。

江口委員

位置図のほうを出していただきました。で、確認なんですが、この左のですね、網掛けみたいになっている部分がございますね。こちらに関しては旧ダイマルさんのみという理解でよろしいですか。

企画調整部長

そのとおりでございます。

江口委員

で、あと右側のほうに（駐）と、あと工事用進入路というのがございます、ですね。これを見ると、多分この本町商店街に面してる所は、福銀さんのＡＴＭがあったあたりかと思います。で、その手前のほうに確か車庫があったかと思うんですが、この車庫とかＡＴＭとか、そのＡＴＭの一部を撤去する。それと信金さん、飯塚信用金庫本店さんのカーポートが昭和通りの入り口、それと信金さん本店の南側ですかね、に２カ所あります。このカーポートを撤去して、こちらのほうに入ってくる。この線で囲まれている部分に関して行うというふうなことでよろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

まず福銀のＡＴＭにつきましては、撤去はされておられません。それから、信用金庫のほうのカーポートという話があつとりましたけども、この部分については撤去されております。

江口委員

いや、あのね、確認したいのはですね、今回の事業において事業範囲をまず確定したいわけです。どこの範囲が今回の部分で対象になるかなんです。左側のほうに関してはダイマルのみですよ、ダイマルさんのみ。そして右手のほうの工事用進入路に関しては、まあ、やってるやってないはまだあるんだけど、範囲としてはこの線が引かれている所のみというふうなところでよろしいんですかね。

企画調整部長

補助事業といたしましては、今おっしゃるように旧ダイマル跡地の１，４４７．９２平米、ここだけが補助対象の区域ということになってまいります。ですから、進入道路に係るような支出があつた場合でも、これはその補助対象外ということでございます。

江口委員

でですね、確認したいのが、今回解体及び道路の、旧ダイマル解体他取り付け道路工事ですね。こちらのほう入札があつて、なわけですよ。こちらに関しては、いま言いましたこのダイマルさんと、それとこの工事用進入路に係る部分、それと本町商店街の、確か養生が入りましたですよ。となると、ここの商店街の中の通路の一部のみに、何らかの養生をしてというふうな形になるかと思うんですが、そういったところでよろしいですか。で、その部分がおよそどの範囲になるのかがわかりましたら、この図面のどこら辺からどこら辺というような形でお示しいただけたらと思います。

企画調整部長

昭和通りから本町商店街に入る取り付け道路につきましては、まち会社のほうで補助対象外事業としてなされております。今おっしゃった本町商店街の中での養生という分については、ちょっといま詳細には把握いたしておりませんので、ご了承よろしくお願いたします。

江口委員

あの、あなた方はですね、このね、取り付け工事の設計書とか図面とかを見て、これの中でね、どこからどこまでが補助対象だよと。これについては補助対象じゃないよと区分けをして、交付決定をするわけですよ。計画をつくり、補助金の交付申請に対し交付決定をするわけですよ。で、それで、どこからどこまでがわからないとなつたら、それこそその設計書自体がわからないというふうな形になりますよ。どこからどこまでがこの工事の範囲なのか、はっきりとお示しください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １３：２３

再 開 １３：２７

委員会を再開いたします。

#### 企画調整部長

先ほど、あの、答弁失礼いたしました。詳細な資料がいま手元にございませんので、ちょっと確認をいたしまして、ご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 江口委員

市長ないし副市长、あの、3日の日にわかったのはですね、ずっと協議をしている中で、解体を受注された春田建設さんが当初からずっと、NPOの時代から協議に参加してるということですね。そして、きょう冒頭にお話が、田中委員からお話があったように、解体業者が入っていない。当然ながら契約課の発注工事であれば、当然のことながら入る。飯塚市の発注工事だったら入るところが入っていないわけです。で、今お話にあったように、この範囲でさえね、ずっと出てこないんですよ。で、今までのお話を聞いた中で、これ12月の一般質問でもお話しさせていただいたんですが、非常に、考えるとじつじつが合わない点が多々あるわけです。あのー、課長はですね、この契約に関してはおかしいところはないとお話でしたが、市長、副市长も同様に考えて、この物件に関してきちんと調査をするとかいうところは、おつもりはありますでしょうか。どうですか。

#### 副市长

あの、当初この100条の委員会に出て、るる、きょうで第4回目でございますけども、いろいろお聞きしておる中で、まあ、あの、NPOの時代からこのまちづくり会社に移行したその株主の方が事業に携わって、まあ言葉悪いですけども、我田引水的にされたんではないかという疑念とかですね、まあ単価が高いんではないか、あるいはその業者選考に当たっては市から多額の補助金流すわりには、市の指名といいますか、入札基準と少し違うところでやっているんではないかという部分、ご指摘をいただいております。そういう疑念を抱かした点については、部長が言いましたように、私も大変その重さを考えておりますし、責任を痛感しております。ただ、この行政から言いますと、この中活事業の特にダイマルの開発につきましては、長年の飯塚市の懸案でありましたし、そういう民間の方がそういうお気持ちを持ってある、ぜひやりたいということでしたので、できるだけ行政もお手伝いをしようというところからスタートし、この中活事業もまあ、あの国の認可を受けて、5年間という、まあ5年間とは長ですけども、事業をやりますと非常にタイトな期間でやるという形になりますので、担当課としてはできるだけその範囲の中できちっと飯塚市の長年の、商店街の活性化に向けて取り組んでおるということを、私も承知しております。ただ、いろいろ聞いていく中で、事務的に少し荒っぽかったり、ご指摘のような疑念を持たれるようなところについては、非常にまあ今後大いに課題を残しておりますので、今後こういうことがあった場合にはきちっとこういう疑念を抱かれないように、また事務処理に当たってもですね、しっかりやっていくように、私を含めまあ、いま一度反省してやっていきたいというふうには思っております。ただ、単価等の安いか高いかということについては、いま資料を見る限りにおきましては、我々ではまあそのときの事情もあるでしょうから、簡単に高いとか安いとかいうことについては、私も何とも、正直申し上げまして、高いのか安いのかということに関しましてはなかなか難しい判断というふうに思っております。

#### 江口委員

今のお話でしたら、反省する点はあるんだけど、単価については、高いか安い、まあその時々があるので判断ができない。今のお話だと、反省するところは反省して今後きちんと生かしていく。ただ、今回の分に関しては、立ちどまってこれを検証するとかではなくって、そのままやっていくというふうな理解をしましたが、市長、副市长、それでよろしいんでしょうか。

#### 副市长

まあ、あの、一言で言いますと、この大きな補助金を流す事業には、いろいろ福祉関係の事業もございます。これには市はある程度その基準を設けまして、社会福祉法人の中に行政がきちっと監督しなければならないという、まあ、ある一定のその監督責任は法的に、ちょっと言えばですね、多少負っておりますけども、今回の場合は、ある程度民間の方のお力を借りて民間の自由な発想でいろんな開発をやっていただきたいという思いがありますので、あまりその、こういう言い方をしますとその、申しわけないですけども、規制、規制でやるのも民間の方のそういう事業そのものがなくなるということも大変だという、まあ一方ではそういう思いもあります。そうは言いながらも、今回のような、いろいろな議員さん、議員のほうからご指摘あるいはその疑義やら疑念を抱かれているということに関しては、我々も大いに事務のやり方、手順について、あるいはその補助金の出し方、これについてはですね、いま一度きちっと内部で検討してですね、やっていきたい。ただ、この件に関しましては、このまま大きな本市の中活事業の1つの目玉でもありますし、これはこのまま続行していきたいというふうに思っております。

江口委員

市長、副市長、あのね、これだけ資料が出てきたわけですね。中をじっくり見られました。見られました。それでもなお、このままというのは非常に残念に思います。

それでは、いくつかまあ、時間の許す限りちょっと質疑をさせていただきたいと思います。えー、先ほど契約書のお話をさせていただきました。出していただいた契約書、えー、資料ナンバー何番でしたっけ。契約書をちょっとごらんください。えー、26の(1)の1、これ工事請負契約書です。期間を見てください。これ、25年の6月1日から25年の9月の30日になっています。片一方でこれ、入札のときの仕様書、資料の2の(1)の1、ごらんください。こちら現場説明書です。履行期間、契約締結の日の翌日から平成25年8月31日までなんです。5月13日に現場説明を行い、5月20日に入札を行った形になっているこの入札は、もうわずか10日余りの間に工期は1カ月も変わってるんです。で、この工期が変わる部分は5月25日前後に説明会をされてますよね。地域の方々に対する地元説明会。地元説明会での工期の説明、どうなってますか。ご案内してください。

委員長

江口委員、5月25日の地元説明会。資料7のやつですか。どこにあるか、わかる。7の(1)の29やろ。

江口委員

すみません。資料のほうにはついていない、提出いただいた資料にはついていないんですが、こちらのほうのですね、7の(1)の29ですね。こちらの中では会議録が出ております。ダイマル跡地整備地元説明会会議録って出ておりますですね。この中の2で、工事概要説明は資料に沿って行われたとございます。解体土木工事について、春田氏、畑迫氏が説明をするわけですが、そちらのほうの現場説明の資料は協議の原本にはついていたはずですが、そちらのほう、確認いただけますか。確認していただいて、答弁いただけますか。

中心市街地活性化推進課長

いま手元にございませんで、こちらに持ってきまして確認させていただきたいと思っております。

江口委員

えー、この入札の経緯についてお聞きしたいと思います。その入札の前後のところなんですが、資料の6の(3)の10、6の(3)の10は、指名業者に対してまちづくり飯塚が、指名に関してどういったことをしていただきたいか、お伝えした文書であります。この度は暮らし・にぎわい再生事業に伴う解体・土木工事の入札にご協力いただくことになり、まことにありがとうございますと。さて当社では、等々とあります。で、こちらに関してですね、こうい

った、まあ入札参加申請書等々に関して出していただきたいという分がございます。で、ここ日付ですね、5月13日なんです。5月13日というと、この入札説明会の日なんです。現場説明会の日なんです。で、確かあの、経緯の中では通知に関しては5月10日というふうな形になってるかと思えます。ここ、またつじつま合わないんですね。で、えー、5月13日現場説明をやって、5月20日入札を行います。で、3日の日の質疑の中でも、契約担当課は飯塚市発注の工事であったらさらに1週間、2週間とるというお話がございました。で、契約担当課にお尋ねいたします。これ、この工事に関してですね、見積もりの、入札までの間に、現場説明会、入札までの間にどのぐらい期間をとらなくちゃいけないというのは、何らかの形で決まっているのでしょうか。

委員長

14日というのは答えてるけど、その14日というのは法的な根拠があって決まっているのかということ。

契約課長

一般競争におきましては、入札日の前日から10日以上は前に告示をしなければならないというところがございますので、今回は指名ですが、余裕を持った見積もり期間ということで金額に応じて、先ほど言われましたように、1週間さらに1週間というような形で見積もりの期間をとっているものでございます。

江口委員

えー、建設業法の20条3項はどうなっておりますか。ここでは確か5千万以上の建設業の工事に関しては、15日以上期間をとらなくてはならない、見積もりに関してはとらなくてはならないとなっていたかと思うんですが、担当課、確認がとれますか。

契約課長

ちょっと手元にはございませんけれども、いま委員が言われたような建設業法になっているかと思っております。

江口委員

となるとですね、この入札のね、期間でさえね、建設業法に違反する。私はまあ、これ確実に違反すると見てはいるんですが、そのおそれがあります。そういったこと等は存じた上で、指導を行っておられたのでしょうか。

企画調整部長

いろいろ、あの、基準をつくってくださいというお話はしておりますけれども、そういった期日のところまでは指導はいたしておりません。

江口委員

午前中の質疑の中で、契約書の1番下のところ、リサイクルの関係の分のお話をさせていただきました。あそこに関しても添付が必要な書類であったかと思えます。そのほかにも記述が必要な点が建設業法等で決められているかと思うんですが、この契約書を見る限りでは、私は載っていないように感じました。そういったこと等を考えると、契約担当課、中活担当課としてですね、契約のことにに関して疎いわけでしょう。ですね。で、当然のことながら契約担当課に確認をしながら、どうやってすべきだろうかという相談をしながらやるべきだと思っております。それについて、一般質問の中では相談をしたように記憶をしていると、課長、確か答弁なされましたね。そのあたりどうですか。

中心市街地活性化推進課長

あの、正直申し上げて、いま答弁の内容、そういった話、その内容をちょっといま思い出せませんので、その辺はちょっと明確にお答えできませんけれども、ただ契約等との打ち合わせということについては、してこなかったということが事実でございます。

江口委員

してこなかった。全くしてないってことでよろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

そのように認識しております。

江口委員

契約担当課にお尋ねいたします。中活のほうからですね、この件に関して何らかの相談等はありませんでしょうか。

契約課長

相談についてはなかったと、ありませんでした。以上でございます。

江口委員

市長、副市長、この状況でね、いいんですか。でね、さらに続けます。入札の状況に関して、資料を出していただきました。それと説明の中でもあったんですけど、最低制限価格並びに予定価格については公表してないでしたね。でしたね。で、落札価格と最低制限価格の差はいくらですか。

中心市街地活性化推進課長

10万円ということで、思っております。

江口委員

差は10万円なんです。ですね。1億5000万からの契約をする中でね、わずか10万円なんです。これが本当に正しい入札が行われたのかどうなのか、ちょっと考えてみていただけますか、今までの経緯を。NPO法人のときからずっと市の協議に参加しておられます。そしてさらに、その協議の中の状況は、皆様方が一番よくご存じです。そのご存じの中で、この入札は公正な入札で行われましたでしょうか。公正な入札であると、午前中も上野委員の質問がありましたけれど、信じるに足るものですか。

企画調整部長

入札に当たりましては、公正、公平な入札をしてくださいということは何度も申し上げております。で、今おっしゃったようにたまたま10万円の差があるからということで、あの、ご発言の意味も理解できないことはございませんけども、私たちはあくまでも公平、公正な中で、代表取締役の方と役員の方で入札に当たっておりますので、公正な、公平な入札が行われたというふうに、私は感じております。

江口委員

それがね、自分としてもどうだろうと思ったから、公正取引委員会にお尋ねをしたんじゃないんですか。おかしいんじゃないかなと思ったから、公正取引委員会にお尋ねになったのではないですか。

中心市街地活性化推進課長

公正取引委員会に確認した部分につきましては、株主がその指名業者としてですね、指名されております。それから落札をされたということで、その辺を確認したかったということで確認させていただいたということでございます。

江口委員

今でも公正な入札であったということですか。あなた方は、この入札のね、金額を見て中を調べられました。3日の日にこの契約については、資料26にあるように工事請負契約書を出していただきました。この中で請負に関して内訳書が添付されています。で、単価がずらっとあるんです。これ比べられました。

中心市街地活性化推進課長

金額につきましては、一応見ましたけども、何て言いますか、1つ1つのその、何と言いますか、はっきりこう、どうこうという形でですね、見たわけでございませぬ。まあ言いましたら、ぱっと見たという感じでございます。

江口委員

執行部の中で比べられた方おられませんか。手を挙げられないということは、おられないんでしょうね。ざっと数字をね、追っかけてみたいと思います。工事請負契約書、資料ナンバー26で追いかけます。26の(1)の4、解体工事は違いますが、土木工事484万円、同額です。ちょっと次は飛ばしまして、ちょっと細かな数字のところいきます。次のページ等々は一式で上がってきてますので、積み上げの数字等になってますので、細かなところでいきます。26の(1)の7、直接仮設工事、直接仮設工事、外部足場から仮設材運搬費までございます。この中で一番上の外部足場、2番目の安全手摺、465万2750円、2番目の安全手摺9万6千円、4番目の内部足場110万3250円、階段足場12万1200円、養生シート201万2千円、2つ飛んで仮設材運搬費148万2400円、これ同額なんです。次のページいきます。26の(1)の8、ずらっとありますが、この中で違うもの、違うものは下から4行目、土間下受水層撤去埋戻し、これが違うだけです。あとはすべて同額です。次、産業廃棄物運搬費、26の(1)の9、一番上の発生廃材、コンクリート塊運搬費については違います。次の木くず運搬費、同額です。次の廃プラスチック類運搬費、同額。次のガラス・陶磁器くず運搬費、同額。次の廃石膏ボード運搬費、同額。次の混合物運搬費、同額です。下3つは多少違ってきます。次の産業廃棄物処分費、1番目のコンクリート塊処分費、次の木くず処分費、次の廃プラスチック類処分費、次のガラス・陶磁器くず処分費、次の廃石膏ボード処分費、次の混合物処分費、同額です。次の店舗内ゴミ廃棄物処分費は違ってきます。次の発生廃材、蛍光灯類処分費、次のスクラップの控除も同額なんです。次の26の(1)の11、間接工事費、一番上の本町商店街通路養生費ですね、150万、これは違ってきます。次の仮設電気損料、散水用設備費、散水費、機械器具損料・工具損料、清掃員費、重機回送費、PCB含有調査費、店舗照明蛍光灯先行撤去、フロンガス減圧回収費、商店街アーケード漏水対策費、一番上を除いてすべて同額であります。続いてアスベスト除去工事、次の(1)の12でしたら、一式になっておりますが、1番の直接仮設工事費、2番のアスベスト処理工事費、6番の環境測定費が同額です。26の(1)の13、直接仮設工事費、内部足場損料からセキュリティハウス設置費に至るまで、6点、全く金額は一緒であります。次のアスベスト処理工事費、粉じん飛散抑制剤散布から作業前後の清掃費に至るまで、6点、すべて単価は同じで、単価も、当然のことながら金額も同額であります。次の3機械器具損料費、1番、2番は違いますが、3番目の真空掃除機損料、エアレスガンユニット損料、次の運搬費、下3点は同額であります。産業廃棄物処分処理費、廃材積み込み費、この45万5千円が同額であります。副資材消耗品費、5番の副資材消耗品費、保護衣服、シューズカバー、ともに同額であります。次の26の(1)の15、防護マスク、次のフィルター、次の防護マスク、次のフィルター、この4点は同額であります。次の環境測定費、3点とも同額であります。次の管理費、事前分析調査費、同上サンプリング、双方とも同額であります。下2点は多少違ってあります。次の26の(1)の16、その他共通仮設工事、2番目の現場仮囲い損料、誘導員費、現場、これ揚重費と言うんですか、この3点とも同額であります。続いて、次の土木工事、土木工事に至っては、土木工事すべてが同額であります。この状況で公正な入札が行われたと今でも言えますか。

企画調整部長

私ども、この分につきましては、今回提出されて初めて見たものでございます。先ほども申し上げましたように、入札に当たりましては、その予定価格等を組むときは当然、まち会社の社長と役員の方々にやられておりますし、あの一、春田さんは当然知らない中での入札、競争入札をされておりますので、そういうことでしか私どものほうは考えておりません。

江口委員

委員長、それではですね、ここまでこういった状況がございまして。ですので、証人の出頭請

求をお願いしたいと思っています。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:01

再開 14:02

委員会を再開いたします。

坂平委員

あの一、いま江口委員の質問と関連ですけどね、これ基本的にはその、入札をこういう形で、この明細といいますが、中明細を入れた中で入札をされたかどうか、それを一応確認してください。それと、あの一、入札書1枚の紙に合計金額の金額だけで入札をされたのか。その後に契約ということになれば、これは恐らく民民の契約になりますんで、この契約書を見ても旧四会連合、建築士会連合会という協会があるわけですけど、その契約書を使用された契約書だと思います。そのあたりも確認してください。で、これは民間工事でありますんでね、基本的に入札、応札をしたあと業者が決まれば、あの一、工事の変更、変更が、工事の内容変更が出たときに、あくまでも通常、設計事務所なりが積算した単価を流用して明細書をつけて契約という形になることが多々あると思います。だから、その手順はどういうふうにされたかということだけ、まちづくり会社のほうに、もしくは設計事務所等々にですね、確認をしていただけんですか。で、いま単価が同じということで、かなり、ほとんど同じだろうと思います。というのは、そういうふうな原書があれば同じ単価になってくるだろうと思います。だから、一応そのあたりを明確に、確認だけしとってください。

企画調整部長

今の件につきましては、確認をさせて、ご報告させていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:04

再開 14:30

委員会を再開いたします。

先ほど、江口委員から証人出頭請求の発言がありましたけれど、委員会の質疑をさらにですね、尽くして、審議を尽くしてですね、改めて協議をしたいというふうに考えておりますので、江口議員、ご協力をよろしくお願いいたします。

執行部にお尋ねいたしますが、先ほど上野委員から質疑、質問がございましたことについて、答弁できますか。

商工観光課長

緊急雇用創出事業の件について、ご説明をさせていただきます。まず、資料で配付されております長崎街道400年記念事業の分でございます。これは資料にございますとおり、平成24年7月3日付で業務委託をしております。まず、この緊急雇用といえますのは、国の事業でございまして、県に基金を積み立てまして、各市町村に枠配分が来るということで、10分の10の事業としてされるものでございます。この400年記念事業につきましては、その中の重点分野雇用創出事業という事業を活用しまして、重点分野の中に観光の事業がございまして、その観光の分野ということで組み立てをしまして、長崎街道400年記念事業、一昨年実施しました事業でございますが、その分について、この緊急雇用事業を活用して実施したものでございます。この事業につきましては、指導員及び事務員を各1名ずつ、2名ですね、の雇用を創出するというところで、県のほうに申請をいたしまして、受託を受けたということでございます。まちづくり飯塚のほうに、これは実行委員会で準備をしておりました。その中に、まちづくり会社のメンバーも入っておりました。委託ということで、法人格をもって、ま

たまちづくりをやっておる会社ということで、その実行委員会の中でじゃあ、まちづくり飯塚で引き受けていただくということで、事務局のなかです、引き受けていただいて、県のほうに申請をあげたということでございます。

それと、もう1件、これは現在進行形の事業でございます。中心商店街創業支援・空き店舗活用事業、これにつきましては、緊急雇用の企業支援型地域雇用創造事業というものを活用してやっておるところでございます。これについては、支援対象企業ということで、起業後10年以内の企業が対象ということで、新しい事業を地域に起こして、受け皿となるところに、この10分の10の緊急雇用の補助金があるという形になっております。緊急雇用はそれぞれ雇用期間は1年以内ということになっております。こちらの企業支援型の分につきましては、3名、一応雇用を生むということで事務員、事務職員1名、それと地域特産物等の販売員の2名を雇用してやるということになっております。事業の内容としましては、空き店舗の調査、それと店舗の紹介、相談業務、それと特産品の販売所の運営ということで、25年5月30日に契約をして、3月31日までということになっております。支払等につきましては、毎月業務報告等をしていただいて、それを仕様書と照らし合わせて、チェックをした中で確認をして、支払いを毎月してるという状況でございます。以上でございます。

上野委員

はい。ありがとうございます。私、資料要求をしておりますので、また資料が出てきて詳しく聞きたいと思いますが、私、午前中に質疑をいたしました人件費については、まちづくり飯塚さんの人件費については、助成金から出た分が多くて、おかしいんじゃないかというふうなことも言いましたが、この事業委託の内容を見ると、人件費については片方は250万以上、もう一つの事業については524万以上使わなくちゃいけないというふうに明記されてるので、それはそれで午前中の誤解は、私のほうは解けました。

ただ私、何でこの助成金のことを聞くかと言いますと、まちづくり飯塚さんはダイマルの再開発事業ができるまで、主だった収入はないわけですよ。あの、いま、先ほど、午前中部長が答弁なされたように事業の内容も詳しくわからないと。180万ぐらいの年間の売上なので、存続が難しいだろうということで、設立をした時から飯塚市が存続について特別な便宜を図ってるんじゃないかというふうに、そういう疑いを私持っておりましたので、この助成金について聞いておるんですが、資料7の(1)の4にですね、これは株式会社まちづくり飯塚との協議記録なんです、平成24年1月28日に協議をなされておりますが、内容については7の(1)の5、次のページですが、下段のほうにですね、長崎街道400周年記念まちおこし企画というのが、もう既にこのまちづくり会社と市の職員さんとの間で協議がなされておったという内容がございますので、で、それをもって、この約半年後に490万、496万の助成が行われるということで、なおもって特別な便宜を図られているんじゃないかというふうには思っておりますが、あの、次回、詳細な、何ですか、事業の報告書なり、確認をされた資料を出していただけるということですので、またそれをもって聞きたい部分があれば、ご質問をさせていただきたいというふうに思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

1点、資料要求になるかと思いますが、資料番号のですね、12の(1)の2、ここで、あの、設計委託業務の選考に当たって、前回も申しましたが、曽根設計、みすみ建築設計、佐伯建築設計の3者を指名決定しています。この3者を指名するというので、12の(1)の3からですね、指名通知を渡し、現説を行い、入札、現説といいますが、入札説明を行って、結果、12の(1)の11ですか。入札調書でダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う設計業務ということで、みすみ建築設計事務所さんが3800万円で落札されたとい

う入札調書があるんですけども、仕様書等見ますと、この入札、あの、設計業務に伴う入札の業務範囲といいますか、このみすみさんは3800万、どこからどこまでの仕事を請け負ったのが、ちょっと私わからないんで、その点、明細、作業明細というか、仕事の内容のわかる書類があれば、提出したいんですけども、まずはございますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

いま現在うちのほうにはございませんので、ございません。

小幡委員

はい。委員長、資料請求したいんですけども、よろしくをお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま小幡委員から要求のあっています資料は提出できますか。

中心市街地活性化推進課長

まちづくり会社のほうと確認しながら、また提出させていただきたいと思っております。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員からの要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっと、最後の質問にします。36の(1)の1、きょう、先ほどいただいた資料ですけども中段あたりにですね、あの、会社設立に当たっての出資金を集めるときの株主募集に対する趣意書等とか、そういった特別な書類はなかったということで、どのように集めたかという、NPOシュガーロードから引き継いだ方々とか、代表取締役の前田さんが個人的に声かけ、個人的な声かけにより出資を募ったという記述がありますけども、いまの出資者の中にちょっと名前は控えますが、380万の出資金のうちの100万を出資された法人格の方がおられますね。その方は、この前田さんの声かけにより加入された方なんでしょうか。その点、わかりますか。

中心市街地活性化推進課長

その辺は現在確認できておりません。

小幡委員

確認取れましたら次回でも結構ですので、ご答弁、回答をお願いします。

中心市街地活性化推進課長

確認させていただきます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

小幡委員

すいません。同じく36、今日いただいた資料の中の一番最後から4番目ですかね。13の1。ちょっと13の(1)の1はぐりますので、待ってください。13の(1)の1に春田建設さんが解体工事に伴って、下請けとして発注しようとする一覧表がありますね。これで、今、もう発注済みは数社でありまして、まだ未発注がかなりあるということで、未発注業者が随時決まってきたのかという問いに対しまして、きょう回答が出てきております。今のところガードマンですかね、ガードマンの方だけが決まりましたということですが、その他は決まっていなみたいですけど、これは随時決まるにつれて、教えていただきたいんで、その旨、先方のほうに伝えとってもらいたいんですけども、これは要望で構いませんけど、よろしくをお願いします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本日いただいた資料もありますので、資料が十分にまだ確認できてないという面もあるかと思えます。したがって、「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」は継続審査としたいと思っておりますけれど、これに対してご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。